

# 事務局だより (第1号)

2020年4月7日

## <授業料自動引落とし (GIRO) について>

授業料は3ヶ月ごとに銀行口座から自動引き落としをしております。

### 次回授業料 (4月～6月分) 自動引落日

**4月15日 (水)**

※児童生徒一人あたりの引き落とし額

S\$ 2,102.55 (小学部)  
S\$ 2,327.25 (中学部)  
S\$ 3,226.05 (中学部グローバルクラス)

口座残高をご確認いただき、残高不足が予想される場合には事前の入金をお願いいたします。尚、特別支援については、4月14日(火)の引き落としとなります。

**\* 児童・生徒就学規則の第六章 (校納金) 第16条は「校納金の滞納が2回を超える児童・生徒に対し、学校運営理事会は退学を命ずることができる」と改定されております。自動引き落としが出来ないということは「滞納」ということとなります。**

## <退学手続きについて>

転出予定の方々は、**転出日の1ヶ月前までに**事務手続きをお済ませください。学校閉鎖期間中は、退学届一式は本校ホームページよりダウンロードください。また、お問い合わせはメールにてお願いします。

### ①5月中に退学される方

6月分の授業料を返金いたします。事務局にお問い合わせの上、返還申請書にご記入ください。小切手の用意に時間がかかりますのでお早目にお問い合わせ下さい。

### ②6月中に退学される方

退学予定日の1ヶ月前までに退学届を提出してください。授業料の過不足分は発生しません。

### ③Student Pass をお持ちで退学される方

最終登校日2週間前までにE-cancellation用紙を事務局へ提出してください。最終登校日にお持ちのStudent Passカードとキャンセル証明書をお引き換えします。

## <児童・生徒のビザについて>

シンガポール移民局の通達により、日本人学校に通学する児童・生徒は 有効なDP、PRまたはStudent Passの保持が必要です。日本人学校はシンガポール政府の認可を受けて運営しており、移民局のルールに一人でも従わない方がいると、学校運営そのものに大きな支障が生じます。以下の点にご注意願います。

1. 必ず、編入学日から2週間以内にDPのコピーをご提出ください。
2. DPを更新した場合は、速やかに新たなDPのコピーを事務局までご提出ください。
3. EPをもつ保護者が他国へ異動後、引き続き児童生徒が本校に通学する場合、**必ず、EP/DPが失効する前にStudent Pass取得手続きを行ってください。**(長期休暇中は対応しておりません。お早目にご相談ください)  
**DP失効後に付与されるVisit Passでの本校通学は、移民局のルールに反するためできません。**(移民局の通達により、4週間以内に終了するコースのみVisit Passでの参加が可能です。本校はそれに該当しません)
4. EP/DP更新手続きに時間がかかるケースが増えています。更新手続き中にDPを失効した場合、**DPの許可が出るまでの間Visit Passで通学することは、移民局のルールに反するためできません。DPカードを入手するまで出席停止となります。**

## <VISIT PASSでの通学に対する措置>

**Visit Passでの本校通学が発覚した場合、行政指導により、退学・休学の措置となりますので、ご注意願います。**

保護者が学校へ申告しないままVisit Passでの通学を続け、移民局の査察で発覚した場合、学校はその責を負いません。シンガポールは厳格な法治国家であるため、国外退去の可能性のあることをご承知おきください。